

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日语译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
- 关于《里兆法律资讯》的订阅规则、版权声明及免责声明等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
- 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
- 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系[联系](#)；
- 您还可关注微信公众号“里兆法律资讯”（微信二维码见右侧），更便捷地阅读《里兆法律资讯》的重点内容。



- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
- 「里兆法律情報」の購読、著作権声明及び免責声明等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
- 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
- ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。
- WeChat 公式アカウント「里兆法律情報」から「里兆法律情報」の要旨を逸早くご覧いただけます(左のWeChat・QRコードを読み取っていただきますと、入力の手間が省けます)。

ශ්‍රී ලංකා ලේඛන ශිල්පීන්ගේ සංගමය

Issue 449・2015/08/04～2015/08/10

目录

(点击目录标题,可转至相应主文;点击主文标题,可返回目录。)

一、最新中国法令

- 关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定..... 2
- 关于同意在上海等 9 个城市开展国内贸易流通体制改革发展综合试点的复函..... 3
- 关于进一步扩大自动进口许可证通关作业无纸化试点的公告..... 4

二、最新资讯

- 十二届全国人大常委会立法规划作出调整.. 4

三、里兆解读

- 浅析法院立案审查制改为登记制的转变背景、内容、影响..... 5

四、近期热点话题..... 7

目次

(目次のタイトルをクリックすると該当する本文が表示されます。本文中のタイトルをクリックいただくと目次に戻ります。)

一、最新中国法令

- 民間貸借案件審理における法律適用の若干事項に関する規定..... 2
- 上海などの 9 都市における国内貿易流通体制改革を進展させる総合的試行の展開に同意する旨の返答書..... 3
- 自動輸入許可証通関作業ペーパレス化試行の更なる拡大に関する公告..... 4

二、新着情報

- 第十二期全国人民代表大会常務委員会の立法計画調整がなされた..... 4

三、里兆解説

- 中国裁判所の訴状受理審査制が登記制へと変わった背景、内容、影響を簡潔に分析する…… 5

四、トピックス

一、最新中国法令

● 关于审理民间借贷案件适用法律若干问题的规定

【发布单位】最高人民法院

【发布文号】法释〔2015〕18号

【发布日期】2015-08-06

【实施日期】2015-09-01

【内容提要】该规定内容包括：

1. 民间借贷的界定；
2. 民间借贷案件的受理与管辖；
3. 民间借贷案件涉及民刑事交叉的规定；
4. 民间借贷合同的效力；
5. 互联网借贷平台的责任；
6. 民间借贷合同与买卖合同混合情形的认定；
7. 企业间借贷的效力；
8. 民间借贷合同无效的规定；
9. 关于虚假民事诉讼的处理；
10. 民间借贷的利率与利息；等。

几种民间借贷合同的效力

- 详细规定了不同情形下，自然人之间民间借贷合同的生效要件。
- 以下情形，除存在《合同法》第五十二条、该规定第十四条规定的情形外，当事人主张民间借贷合同有效的，法院应予支持。
 - 法人之间、其他组织之间以及它们相互之间为生产、经营需要订立的民间借贷合同；
 - 法人或者其他组织在本单位内部通过借款形式向职工筹集资金，用于本单位生产、经营。
- 借款人或者出借人的借贷行为涉嫌犯罪，或者已经生效的判决认定构成犯罪，当事人提起民事诉讼的，民间借贷合同并不当然无效。法院应当根据《合同法》第五十二条、该规定第十四条之规定，认定民间借贷合同的效力。

民间借贷合同无效的几种情形

- (一) 套取金融机构信贷资金又高利转贷给借款人，且借款人事先知道或者应当知道的；
- (二) 以向其他企业借贷或者向本单位职工集资取得的资金又转贷给借款人牟利，且借款人事先知道或者应当知道的；
- (三) 出借人事先知道或者应当知道借款人借款用于违法犯罪活动仍然提供借款的；
- (四) 违背社会公序良俗的；
- (五) 其他违反法律、行政法规效力性强制性规定的。

一、最新中国法令

● 民間貸借案件審理における法律適用の若干事項に関する規定

【発布機関】最高人民法院

【発布番号】法釈〔2015〕18号

【発布日】2015-08-06

【実施日】2015-09-01

【概要】本規定の内容は以下の通りである。

1. 民間貸借の画定
2. 民間貸借案件の受理と管轄
3. 民間貸借案件における民事、刑事のいずれにも関係する部分に関する規定
4. 民間貸借契約の効力
5. インターネット上の貸借プラットフォームの責任
6. 民間貸借契約と売買契約混同状況の認定
7. 企業間貸借の効力
8. 民間貸借契約無効の規定
9. 虚偽の民事訴訟の処理
10. 民間貸借の金利と利息など

数種類の民間貸借契約の効力

- 状況別に自然人間における民間貸借契約の発効要件を詳細に規定している。
- 以下状況に該当する場合、「契約法」第五十二条、本規定第十四条規定の状況がある場合を除き、当事者が民間貸借契約の有効性を主張した場合、裁判所はこれを支持しなければならない。
 - 法人間、その他組織間および法人とその他組織間で、生産、経営のために締結した民間貸借契約。
 - 法人またはその他組織が自社内部で、借金の形で従業員から資金を調達し、自社の生産、経営に充てる場合。
- 借り手または貸し手の貸借行為に犯罪の疑いがある場合、または発効済みの判決により犯罪を構成すると認定された場合、当事者が民事訴訟を提起した際、民間貸借契約は当然に無効になるわけではない。裁判所は「契約法」第五十二条、本規定第十四条の規定に基づき、民間貸借契約の効力を認定しなければならない。

民間貸借契約が無効となる状況

- (一) 金融機関から貸付資金を詐取し高利息で借り手に又貸しし、且つ借り手が事前を知っていたまたは知るべきであった場合。
- (二) 他の企業から借りた又は自社の従業員からの調達資金により得た資金を借り手に又貸しし利益を図り、且つ借り手が事前を知っていたまたは知るべきであった場合。
- (三) 貸し手は、貸付金を借り手が違法犯罪活動に使用することを事前を知っていたまたは知るべきであったにも関わらず、お金を貸した場合。
- (四) 社会の公序良俗に反する場合。
- (五) その他法律、行政法規の効力的強行規定に違反する場合。

法院对不同年利率的认定和处理		
年利率	认定	法院如何处理
≤24%	正常贷款利息，有效	- 法院予以保护； - 出借人请求借款人按照约定的利率支付利息的，法院予以支持。
24% < 年利率 ≤36%		- 法院不保护； - 已付的利息付了就付了，未付的利息法院不予支持。
>36%	超过部分属于高利贷，无效	- 法院不保护； - 借款人请求返还已支付的超过年利率36%部分的利息的，法院予以支持。
其他		
- 借贷双方没有约定利息，或者自然人之间借贷对利息约定不明，出借人无权主张借款人支付借期内利息。 - 除借贷双方另有约定的外，借款人可以提前偿还借款，并按照实际借款期间计算利息。		

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-15146.html>

● 关于同意在上海等 9 个城市开展国内贸易流通体制改革发展综合试点的复函

【发布单位】国务院办公厅

【发布文号】国办函〔2015〕88 号

【发布日期】2015-08-06

【内容提要】根据该复函：

- 国务院同意在上海市、南京市、郑州市、广州市、成都市、厦门市、青岛市、黄石市和义乌市 9 个城市开展国内贸易流通体制改革发展综合试点。
- 试点城市要全面落实四项试点任务，形成可在全国复制推广的改革经验。包括：支持电子商务企业拓展业务领域和范围，创新电子商务发展模式等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-08/06/content_10054.htm

裁判所による各年利ごとの認定と処理		
年度金利	認定	裁判所による処理方法
≤24%	正常な貸付利息であり、有効である	- 裁判所が保護する - 貸し手が約定の金利により利息を支払うよう借り手に求めた場合、裁判所はこれを支持する
24% < 年度金利 ≤36%		- 裁判所は保護しない - 支払済みの利息はそれよりよいが、未払い部分については、裁判所は支持しない
>36%	超える部分が高利貸に該当し、無効とする	- 裁判所は保護しない - 借り手が支払済みの年度金利の36%を超える部分の利息の返還を求めた場合、裁判所はこれを支持する
その他		
- 借り手、貸し手の双方が利息を約定していない場合、または自然人間の貸借において利息の約定が不明瞭の場合、貸し手は貸付期間内の利息支払を借り手に主張する権利はない。 - 借り手、貸し手の双方に別途約定がある場合を除き、借り手は借金の繰上げ返済を行うことができ、且つ実際の貸付期間にて利息を計算するものとする。		

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-15146.html>

● 上海などの 9 都市における国内貿易流通体制改革を進展させる総合的試行の展開に同意する旨の返答書

【発布機関】國務院弁公庁

【発布番号】国弁函〔2015〕88 号

【発布日】2015-08-06

【概要】本返答書によると以下の通りである。

- 國務院は、上海市、南京市、鄭州市、広州市、成都市、アモイ市、青島市、黄石市および義烏市の 9 都市で国内貿易流通体制改革の発展に向けた総合的な試行の実施を認めた。
- 試行都市は 4 つの試行任務を全面的に実施し、全国で複製・普及可能な改革経験を蓄積しなければならない。これには、電子商取引企業による業務領域と範囲の拡張への支持、電子商取引発展モデルの革新などが含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2015-08/06/content_10054.htm

● 关于进一步扩大自动进口许可证通关作业无纸化试点的公告

【发布单位】海关总署、商务部
【发布文号】海关总署、商务部公告 2015 年第 35 号
【发布日期】2015-07-29
【内容提要】自 2015 年 08 月 01 日起，试点海关由上海自贸区相关海关，扩展至包括天津、福建、广东 3 个新设自由贸易试验区和宁波、苏州 2 个国家级进口贸易促进创新示范区在内的十个海关，分别为天津、上海、南京、宁波、福州、厦门、广州、深圳、拱北、黄埔海关。
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201508/20150801069278.shtml>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

● 十二届全国人大常委会立法规划作出调整

十二届全国人大常委会立法规划日前经调整后再次公布。调整后的立法规划一、二类项目从原有的 68 件增至 102 件，实际增加了制定能源法、房地产税法，编纂民法典等 34 件项目。简要介绍如下：

第一类项目：条件比较成熟、任期内拟提请审议的法律草案（76 件）
包括：民法典编纂、专利法（修改）、著作权法（修改）、网络安全法、环境保护税法、增值税法、资源税法、房地产税法、关税法、刑法修正案；等。
第二类项目：需要抓紧工作、条件成熟时提请审议的法律草案（26 件）
包括：中外合资经营企业法、外资企业法、中外合作经营企业法（修改）、电子商务法、反不正当竞争法（修改）；等。
第三类项目：立法条件尚不完全具备、需要继续研究论证的立法项目
包括财政税收、社会信用、强制执行的立法项目；等。

（里兆律师事务所 2015 年 08 月 07 日编写）

● 自動輸入許可証通関作業ペーパレス化試行の更なる拡大に関する公告

【発布機関】税関総署、商務部
【発布番号】税関総署、商務部公告 2015 年第 35 号
【発布日】2015-07-29
【概要】2015 年 8 月 1 日より、試行実施税関は、従来の上海自由貿易試験区の関係税関から、天津、福建、広東の 3 つの新設自由貿易試験区および寧波、蘇州の 2 つの国家レベルの輸入貿易促進革新のモデル区を含む 10 税関（天津、上海、南京、寧波、福州、アモイ、広州、深セン、拱北、黄埔税関）まで拡大する。
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201508/20150801069278.shtml>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

● 第十二期全国人民代表大会常務委員会の立法計画調整がなされた

第十二期全国人民代表大会常務委員会立法計画が先頃、調整の上再度公布された。調整後の立法計画における一類、二類項目は従来の 68 件から 102 件に調整され、実際には、エネルギー法、不動産税法の制定、民法典の編纂などの 34 項目が追加された。以下の通り、簡潔に紹介する。

第一類項目：条件が比較的整っており、任期内に審議を要する予定の法律草案（76 件）
民法典の編纂、特許法（改正）、著作権法（改正）、インターネット安全法、環境保護税法、増値税法、資源税法、不動産税法、関税法、刑法修正案などが含まれる。
第二类項目：急ピッチで作業を行う必要があり、条件が整った時に審議を要する法律草案（26 件）
中外合弁経営企業法、外資企業法、中外合作経営企業法（改正）、電子商取引法、不正競争防止法（改正）などが含まれる。
第三類項目：立法条件はまだ完全には整っていないが、引き続き研究・論証をする必要のある立法項目
財政税收、社会信用、強制執行の立法項目などが含まれる。

（里兆法律事務所が 2015 年 8 月 7 日付で作成）

三、里兆解读

- 浅析法院立案审查制改为登记制的转变背景、内容、影响

立案制度,虽仅为整个庞大司法体系中的一环,但却是关于诉争能否顺利进入司法渠道、权利能否得以维护的关键环节之一。改革之前,中国法院的立案模式为审查制。简言之,立案审查制是指当事人向法院提起诉讼时,法院首先对诉讼要件进行实质审查,之后决定是否受理。以民事案件的立案为例,根据《民事诉讼法》第119条及相关司法解释等规定,法院的立案审查内容包括原告是否与本案有直接利害关系;被告是否明确;是否存在具体诉讼请求、事实及理由;是否属于法院受理范围及受诉法院管辖范围等要素。

但以往司法实践中,立案审查制被认为可能存在设定起诉条件过高、用词模糊、弹性较大等问题,由此导致不同地区、不同法院、不同法官对立案标准的理解和掌握把握可能存在差异,进而发生“立案难”或地区差异等情况。在此背景下,最高人民法院于2015年04月15日发布《最高人民法院关于人民法院登记立案若干问题的规定》(法释[2015]8号,下文简称“《规定》”),决定自2015年05月01日起实行立案登记制,期望实现“有案必立、有诉必理”,充分保障当事人的诉权。

立案登记制的主要内容

根据《规定》,立案登记制是指法院对当事人的起诉不进行实质审查,仅对形式要件加以核对,除法律规定不予登记立案的情形外,当事人提交的诉状一律接收,并出具书面凭证。起诉状和相关材料符合法律规定的,当场登记立案。

《规定》共计20条,对立案登记制的适用范围、适用条件、程序保障等方面加以规范。

根据《规定》第1条、第17条、第18条,立案登记制有一定适用范围:一审民事起诉、行政起诉、刑事自诉、强制执行和国家赔偿申请案件适用立案登记制;上诉、申请再审、刑事申诉、执行复议和国家赔偿申诉案件立案不适用立案登记制。

三、里兆解説

- 中国裁判所の訴状受理審査制が登記制へと変わった背景、内容、影響を簡潔に分析する

訴状受理制度は、膨大な司法体系の一環にすぎないが、争いを円滑に司法段階に持ち込むことができるかどうか、権利が擁護されるかどうかにおいて重要な節目の一つである。従来、中国の裁判所では訴状受理審査制を実施していた。簡単に言えば、訴状受理審査制とは、当事者が裁判所に訴訟を提起した際、裁判所は先ず、訴訟要件の実質的審査を行った後に訴状を受理するかどうかを決定することを指す。民事案件の訴状受理を例にとるならば、「民事訴訟法」第119条及び係る司法解释などの規定に基づき、裁判所の訴状受理に対する審査内容には、原告は本案件と直接の利害関係があるかどうか、被告は明確であるかどうか、具体的な請求の趣旨、事実および理由があるかどうか、裁判所の受理範囲および提訴を受けた裁判所の管轄範囲内であるかどうかなどが含まれる。

しかし、これまでの司法実践では、訴状受理審査制は、提訴条件が過剰に高すぎ、用語が不明瞭で、自由裁量度が高いなどの問題により、訴状受理基準に対する認識と匙加減が各地域、各裁判所、各裁判官によっても違いがあったと思われ、「受理難」または地域差などが生じていた。このような背景の下、最高人民法院は、2015年4月15日に「人民法院訴状受理登記の若干事項に関する最高人民法院による規定」(法释[2015]8号、以下「規定」という)を公布し、2015年5月1日から訴状受理登記制を実施することを決定した。これにより、「案件があれば訴状受理し、訴えがあれば対処しなければならない」というルールが実現され、当事者の訴権が十分に保障されることが期待される。

訴状受理登記制の主な内容

「規定」によれば、訴状受理登記制とは、裁判所が当事者の提訴に対して実質的審査を行わずに、形式的要件の確認のみ行うことを指し、法律で訴状受理登記しないと規定されている状況を除き、当事者から提出された訴状は全て受理し、書面での証明を発行しなければならない。訴状および関係資料が法律規定に合致する場合、その場で訴状受理登記されるとしている。

「規定」は計20条で構成され、訴状受理登記制の適用範囲、適用条件、手続き保障などの方面において規範化している。

「規定」第1条、第17条、第18条によれば、訴状受理登記制には一定の適用範囲があり、一审民事提訴、行政提訴、刑事訴追、強制執行および国家賠償請求案件には訴状受理登記制が適用される。上訴、再審請求、刑事訴訟における異議申立て、執行異議、国家賠償の異議申立て案件の訴状受理には訴状受理登記制を適用しない。

另外，《规定》第10条明确了不予登记立案的范围：违法起诉或者不符合法律规定的；涉及危害国家主权和领土完整、国家安全、宗教政策等的；所诉事项不属于人民法院主管的。

对于改革前的立案审查制与改革后的立案登记制的主要内容或差异，我们简要整理如下：

项目	立案审查制	立案登记制
立案材料	基本一致。	
立案条件	相关法律法规规定了立案条件，但是，结合前述分析，以往司法实践中，可能存在立案难和地区差异等情况。	依《规定》第1条、第2条，法院仅作形式审查，立案标准理论上全国统一。
诉状样本	以前法律法规无明确规定，但实践中有不少法院提供诉状样本。	依《规定》第3条，法院应当提供诉状样本。
诉权的保障	以往司法实践中，可能存在有案不立、拖延立案、人为控制立案、“年底不立案”等情况。	依《规定》第13条，有案不立、拖延立案、干扰立案、既不立案又不作出裁定或者决定等违法违纪情形，当事人可以向受诉人民法院或者上级人民法院投诉。诉权保障程度较以往有所提高。
立案材料补正	当事人可能来回多次被要求补正诉讼材料。	依《规定》第7条，当事人提交的诉状和材料不符合要求的，人民法院应当一次性书面告知在指定期限内补正。

このほか、「規定」第10条では、違法に提訴し、又は法律の規定に合致していない場合、国の主権および領土の完全性、国家安全、宗教政策などに危害を及ぼす場合、訴え事項が人民法院の主管外の場合は訴状受理登記適用外である旨を明確にしている。

従来の訴状受理審査制とこの度の変更後の訴状受理登記制の主な内容又は違いについて、下表に簡潔に整理する。

項目	訴状受理審査制	訴状受理登記制
訴状受理に必要な提出書類	基本的に一致している。	
訴状受理条件	係る法律法規では訴状受理条件について規定しているものの、前述の分析をふまれば、これまでの司法実践において、訴状受理難および地域差などがあった可能性がある。	「規定」第1条、第2条によれば、裁判所は形式的審査のみ行うとされており、訴状受理基準は理論的には全国的に統一されている。
訴状見本	以前は法律法規では明確な規定はなかったものの、実践では多くの裁判所が訴状のサンプルを提供していた。	「規定」第3条によると、裁判所は訴状見本を提供しなければならない
訴権の保障	これまでの司法実践においては、「案件があっても訴状受理せず、訴状受理の先延ばし、訴状受理の人為的コントロール」、「年末は訴状受理しない」などの状況があったとみられている。	「規定」第13条によると、案件があっても訴状受理されず、訴状受理先延ばし、訴状受理の妨害、訴状受理も裁定も行わず又は決定などが法律・規定に違反する場合、当事者は訴訟を受けた人民法院又は上級の人民法院に苦情申立てをできることになっており、訴権保障の度合いが従来よりも若干向上している。
訴状受理に必要な提出資料の補正	当事者は訴訟に必要な提出書類の補正を何度も求められた可能性がある。	「規定」第7条によると、当事者が提出する訴状および提出書類が要求に合致しない場合、人民法院は所定の期間内に補正されるよう一回限りの書面で告知する必要がある

立案登记制的影响

对于立案登记制对企业的主要影响，我们整理如下：

1. 立案登记制一方面为企业起诉提供了便利，但另一方面，也可能会增加被诉的几率（不排除是滥诉的情况），这可能会增加企业的成本。
2. 可能会影响案件处理周期等。据最高人民法院通报的情况，立案登记制实施后的1个月内，立案数量大幅上升（以民事案件为例，增长了近30%），这显然会加重法院的工作，对已经非常紧张的司法资源造成较大影响。律师在实务操作中，已经遭遇民事案件开庭排期时间延长、法官案件大量积压等情况。
3. 立案登记制对劳动争议等案件的法定处理流程并无影响。
劳动争议案件，仍然需要依据《劳动争议调解仲裁法》等规定，先行通过劳动争议调解仲裁程序，而无法直接诉诸法院。即便直接向法院提起诉讼，也将被法院以“不符合法律规定”为由，不予立案。

根据立案登记制的内容以及实施以来的实际情况，我们理解，立案登记制确实有助于保障当事人的诉权。但同时，如何建立配套机制应对大量涌入的案件、如何建立配套机制有效制止滥诉等问题，也需要予以关注。

（里兆律师事务所 2015 年 08 月 07 日编写）

四、近期热点话题

※企业近期的关注话题（=律师近期的关注话题）

- 债权回收案件
- 劳动人事纠纷
- 高尔夫球场的拆除与会员的索赔
- 商业贿赂讲座、反垄断法讲座

訴状受理登記制による影響

訴状受理登記制が企業に与える主な影響について、以下の通り整理する。

1. 訴状受理登記制により、企業が提訴するうえでは便利となったが、その反面、訴えられる確率が増すおそれがあり（濫訴が生じる可能性あり）、それに伴い、企業のコストが増加するおそれがある。
2. 案件の処理周期などに影響するおそれがある。最高人民法院の通達状況によれば、訴状受理登記制の実施後1ヶ月で、訴状受理数が大幅に上昇しており（民事案件を例にとると、30%近く増加）、裁判所の業務量が増え、すでに余裕がない状況にある司法資源に大きな影響をもたらすことは明らかである。筆者は実務においても、民事案件の開廷時期の先延ばし、裁判官に手付かずの状態にある案件が大量に発生しているといった状況を目の当たりにしたことがある。
3. 訴状受理登記制は労働争議などの案件の法定処理手続きに影響するものではない。労働争議案件は依然として「労働争議調停仲裁法」などの規定に従い、労働争議調停仲裁手続きを先行する必要がある、直接裁判所に訴えることはできない。仮に直接、裁判所に提訴しても、裁判所は「法律規定に合致しない」ことを理由に訴状受理しない。

訴状受理登記制の内容および実施以来の実情により、訴状受理登記制は当事者の訴権保障に有益であると考えられる。しかし同時に、大量に舞い込んでくる案件に対処するためにはどのような体制を構築すべきか、濫訴などを効果的に阻止するためにはどのような体制を構築すべきかなどについても、関心を払う必要がある。

（里兆法律事務所が 2015 年 8 月 7 日付で作成）

四、トピックス

※企業が最近注目している話題（=弁護士が最近注目している話題）

- 債権回収案件
- 労働人事紛争
- ゴルフ場の撤去および会員による賠償請求
- 商業賄略に関するセミナー、独占禁止法に関するセミナー